

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可……………

………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…

○宅地建物取引業法による行政処分……………

………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…

告示（選）

○東京都選挙執行規程の一部改正……………

規則（公）

○東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則……………

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を廃止する規則……………

告示（公）

○令和七年東京都公安委員会告示第四百十号（電子情報処理組織による申請等及び処分通知等に関する事項）の廃止……………

正誤

○平成二十七年三月二十七日付東京都人事委員会規則第十三号……………

告示

●東京都告示第六百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和八年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第八・二・三十号高松農の風景公園

三 事業施行期間 令和八年五月十八日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 練馬区高松二丁目及び高松三丁目 各地内

使用の部分 なし

●東京都告示第六百七十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

（一）商号 木戸建設株式会社

（二）代表者氏名 代表取締役 木戸 榮一

（三）主たる事務 豊島区西池袋一丁目五番四号

所の所在地

（四）免許証番号 東京都知事(8)第六二八二二一

（五）免許年月日 令和五年五月十五日

二 処分年月日 令和八年五月九日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第六百七十四号

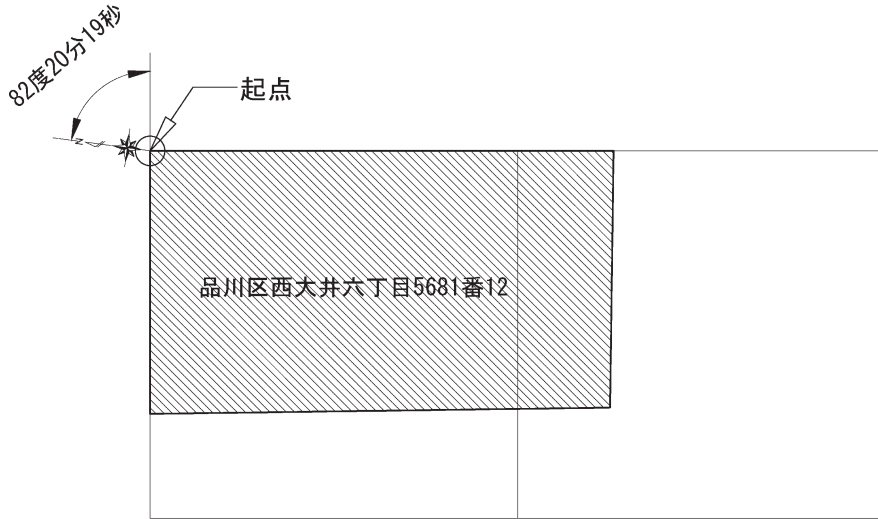
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区西大井六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、座標 (X, Y) = (-44302.935, -10512.765) とする。
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 (82度20分19秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百七十五号

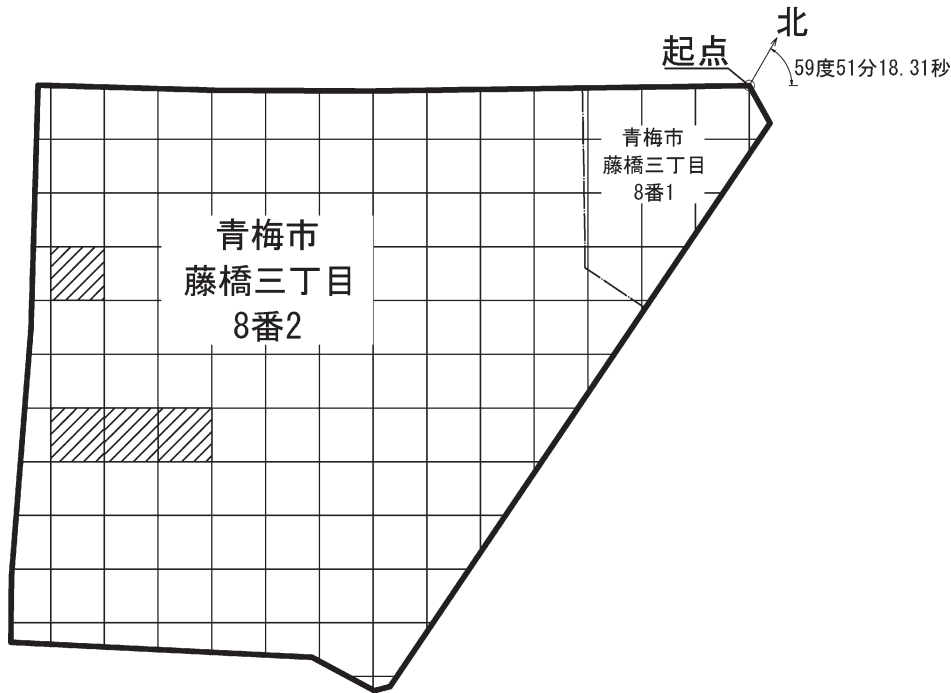
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(青梅市藤橋三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、青梅市藤橋三丁目8番1の最北端とする。

【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- - - 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(59度51分18.31秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十三号

東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

令和八年五月十八日

東京都選挙管理委員会

第九十五条の見出しを「(選挙人等の出頭及び証言の請求)」に改め、同条中「第二百十二条」を「第二百十二条第一項」に、「規定」を「規定に」に、「承認」を「証人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二百十二条第二項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百五条第二項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等(以下「提供者」という。)は、次に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。

- 一 電子データを記録した記録媒体を都委員会に郵送又は持参をする。
- 二 電子データを電子情報処理組織(都委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により、都委員会に送信する。

別記第八十六号様式中「出頭及び」を削り、「ご持参」を「密持参」に、「さて」を「密して」に改める。

別記第八十七号様式中「さへし」を「密して」に改め、「密」を削る。

附 則

この規程は、令和八年五月二十一日から施行する。

規 則 (公)

東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 5 月 18 日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第4号

東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則

(東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年8月12日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「警視庁本部に設置した公安委員会の掲示場に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

(東京都データクラブ営業等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 東京都データクラブ営業等の規制に関する条例施行規則(平成9年6月17日東京都公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「公安委員会の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。(インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則(平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第21条中「公安委員会の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

(特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則(平成29年5月15日東京都公安委員会規則第5号)の一部を次のように改める。

第19条中「公安委員会の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和 8 年 5 月 18 日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第5号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を廃止する規則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(平成18年4月19日東京都公安委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第180号

令和7年東京都公安委員会告示第410号(電子情報処理組織による申請等及び処分通知等に関する事項)は、令和8年5月20日限り廃止する。

令和 8 年 5 月 18 日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明

正 誤

○平成二十七年三月二十七日付東京都人事委員会規則第十
三號

響匠シ十ゾーシ十匠中



発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三三三)一〇一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

